

4 医対第47号  
令和4年4月1日

松山市保健所長 様

愛媛県保健福祉部長  
(公印省略)

社会医療法人の認定に係る通知の改正等について

このことについて、厚生労働省から下記の通知がありましたので、お知らせします。  
つきましては、関係法人に周知いただきますようお願ひいたします。  
なお、一般社団法人愛媛県医師会及び一般社団法人愛媛県歯科医師会には別途通知  
していますので、申し添えます。

記

- 1 「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について
- 2 「社会医療法人の認定について」の一部改正について

担当  
社会福祉医療局医療対策課  
医療機関係 土居  
TEL 089-912-2384  
FAX 089-921-8004

医政発 0331 第 8 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずることとされております。

これに基づき設けられた特例的な認定要件について必要な見直しを行うため、本日、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 130 号）が告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれでは、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人（以下「社会医療法人」という。）の認定要件については、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）に係る業務に関して、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していることを一要件としており、当該基準は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号。以下「大臣基準告示」という。）において定めている。

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、当該認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件について、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による影響を踏まえ、特例的な認定要件を設けるとされたことに基づき、新型コロナによる影響を踏まえた特例的な認定

要件を適用するよう、大臣基準告示の前文において、第1条から第3条までの規定（救急医療、災害医療及びべき地医療に係る基準）について必要な読み替えを規定しているところ。

今般、令和3年度の新型コロナの影響を踏まえて、当該認定要件のうち救急医療及び災害医療に係る基準について必要な見直しを行うこととした。

## 第2 改正の主な内容

### (1) 救急医療に係る実績要件について（第1条第3号口関係）

新型コロナによる影響の生じた会計年度の救急医療に係る実績について、別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を基準値とする。

(例) 会計年度が4月から始まり3月に終わる社会医療法人が、令和4年4月から始まる会計年度中に事業報告書等の届出を行った場合（令和2年2月から令和3年3月までの月数は14月、令和3年4月から令和4年3月までの月数は12月、休業した日数は0日の場合）、以下のとおり計算する。

$$750 - (25 \text{ [別表一中 14月の下欄]} + 30 \text{ [別表二中 12月の下欄]}) = 695$$

別表一

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	5
4月	7
5月	9
6月	11
7月	13
8月	14
9月	16
10月	18
11月	20
12月	21
13月	23
14月	25

別表二

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	5
3月	7
4月	10
5月	12
6月	15
7月	17
8月	20
9月	22
10月	25
11月	27
12月	30

## (2) 災害医療に係る実績要件について（第2条第3号イ関係）

新型コロナによる影響の生じた会計年度の災害医療に係る実績について、別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を基準値とする。

- (例) 会計年度が4月から始まり3月に終わる社会医療法人が令和4年4月から始まる会計年度中に事業報告書等の届出を行った場合（令和2年2月から令和3年3月までの月数は14月、令和3年4月から令和4年3月までの月数は12月、休業した日数は0日の場合）、以下のとおり計算する。  
 $600 - (20 \text{ [別表三中 14月の下欄]} + 24 \text{ [別表四中 12月の下欄]}) = 556$

別表三

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	1
2月	3
3月	4
4月	6
5月	7

6月	9
7月	10
8月	11
9月	13
10月	14
11月	16
12月	17
13月	19
14月	20

別表四

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	6
4月	8
5月	10
6月	12
7月	14
8月	16
9月	18
10月	20
11月	22
12月	24

### 第3 適用期日

令和4年4月1日

※ ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和3年4月以降の月の分の実績を含むものについては、本告示による改正後の大蔵基準告示の規定を適用する。

### 第4 関係通知の改正

本告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省告示第百三十号

医療法（昭和二十三年法律第一百五号。以下「法」という。）第四十一条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第二百十九号）の一部を次の表のよう改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百一十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出であつて、当該申請又は当該届出における法第四十二条の二第一項第五号ハに掲げる実績に令和三年四月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

卷之二

正改

大田 後藤 茂之  
(傍線部分は改正部分)

第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る））であるものに限る）」の発生又はまん延に起因するものに限る。（以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数）と、同号口中「七百五十以上」とあるのは基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。」以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一會計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは「基準値（別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を六百から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。」以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一會計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百一十六号）第五条の規定に基づく社会医療法人による認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の第二項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数）と、同号口中「七百五十以上」とあるのは、「別表一」の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七十五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは、「別表二」の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは、「二百九日を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「一百六日」とあるのは「一百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができないな

巡回診療を行つことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは、「二百九日から國又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同系第二項第三号イ中「百六日」とあるのは、「百六日から國又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行つことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号口中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは、「派遣日数に限る。」が百六日から國又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行つことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と「診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から國又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行つことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

九

四

当該会計年度の前三会 計年度に含まれる令和 二年一月以降の月数	六月	五月	四月	三月	二月	一月
国又は地方公共団体 からの要請を受けて休 業した日がない場合 台の基準値	七百四十八	七百四十六	七百四十五	七百四十五	七百四十六	七百四十八
国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数 を三で除して得た数を七百 四十六から控除した数 五入する。)	国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数
国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	七百三十九	七百四十一	七百四十三	七百四十五	七百四十六	七百四十八
国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した 日数に二を乗じて得た数を 三で除して得た数を七百四 十六から控除した数	七百三十九	七百四十一	七百四十三	七百四十五	七百四十六	七百四十八

かつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数と、同号口中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国

七月	七百三十七	
八月	七百三十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十七から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十六から控除した数
九月	七百三十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十四から控除した数
十月	七百三十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十四から控除した数
十一月	七百三十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十二から控除した数
十二月	七百二十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十一から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十九から控除した数
十三月	七百二十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十九から控除した数
十四月	七百二十五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十七から控除した数
十五月	七百二十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十五から控除した数
十六月	七百二十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十三から控除した数 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十一から控除した数

十七月	七百二十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を二で除して得た数を七百二十から控除した数
十八月	七百一十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を二で除して得た数を七百一十八から控除した数
十九月	七百十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十六から控除した数
二十月	七百十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十四から控除した数
二十一月	七百十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十二から控除した数
二十二月	七百十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十一から控除した数
二十三月	七百九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百九から控除した数
二十四月	七百七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百七から控除した数
二十五月	七百五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百五から控除した数
二十六月	七百三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三から控除した数

別表

当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和三年四月から令和四年二月までの月数	七百五十から控除する数	〇	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月	三月	四月	五月	六月	七月
三十	二十七	二十五	二十三	二十	十七	十五	十二	十一	七	五	二	一	〇	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	〇月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月

別表二

当該会計年度の前三会 計年度に含まれる令和 二年二月以降の月数	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	
国又は地方公共団体 からの要請を受けて休 業した日数に二を乗じて得た数を三で除し 休業した日がない場 合の基準値	五百九十九	五百九十七	五百九十六	五百九十四	五百九十三	五百九十二	五百九十一	五百八十九	五百八十七	五百八十六	
国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し 一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十二から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百九十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百八十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百八十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除し て得た数を五百八十六から控除した数	

十一月	五百八十四	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十四から控除した数
十二月	五百八十三	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十三から控除した数
十三月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十四月	五百八十	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十から控除した数
十五月	五百七十九	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数
十六月	五百七十七	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十七から控除した数
十七月	五百七十六	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十六から控除した数
十八月	五百七十四	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十四から控除した数
十九月	五百七十三	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十三から控除した数
二十月	五百七十一	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十一から控除した数
二十一月	五百七十	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十から控除した数

十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	〇月
十四	十三	十二	十一	加	七	六	四	三	一	〇
当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和 二年二月から令和三年三月までの月数										
五百六十八										

## 別表三

五百六十八	五百六十七	五百六十六	五百六十五	五百六十四	五百六十三
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十五から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十三から控除した数
(新設)					

別表四

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	〇月	十四月	十三月	十二月	十一月
二十四	三十二	三十	十八	十六	十四	十三	十一	八	六	四	二	〇	三十	十九	十七	十六

(新設)

◎ 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月から令和四年三月までの月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読み替え

(傍線部分は読み替え部分、網掛部分は今回の告示改正部分)

改 正 後 の 読 替 後	改 正 前 の 読 替 後	読 替 前
<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号 。以下「法」という。）第三十条の四第二項 第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事 業に係る業務についての法第四十二条の一第 一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める 基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各 号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号 。以下「法」という。）第三十条の四第二項 第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事 業に係る業務についての法第四十二条の一第 一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める 基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各 号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号 。以下「法」という。）第三十条の四第二項 第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事 業に係る業務についての法第四十二条の一第 一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める 基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各 号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれ かに該当すること。ただし、精神科救急医 療の確保に必要な事業に係る業務を行う病 院においては、当該会計年度の前三会計年 度において当該病院が表示する診療時間以 外の時間（深夜（午後十時から午前六時ま ま</p>	<p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれ かに該当すること。ただし、精神科救急医 療の確保に必要な事業に係る業務を行う病 院においては、当該会計年度の前三会計年 度において当該病院が表示する診療時間以 外の時間（深夜（午後十時から午前六時ま ま</p>	<p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれ かに該当すること。ただし、精神科救急医 療の確保に必要な事業に係る業務を行う病 院においては、当該会計年度の前三会計年 度において当該病院が表示する診療時間以 外の時間（深夜（午後十時から午前六時ま ま</p>

での間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行つた件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万余して得た数に、国又は地方公共団体からのお要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ（略）

での間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行つた件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万余して得た数に、国又は地方公共団体からのお要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ（略）

口 当該会計年度の前三会計年度における

夜間（午後六時から翌日の午前八時まで）に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた急救医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急搬送件数」という。）を二で除して得た数が運送件数別表第一の上欄

口 当該会計年度の前三会計年度における

夜間（午後六時から翌日の午前八時まで）の間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が「別表二」の二欄の額である。

口 当該会計年度の前三会計年度における

夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

あり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一會計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十五以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

**第二条** 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一一一

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は支拂等支拂日数百分比上記二三の内

## (災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第一項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一一一

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又

### (災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一一一

三 当該業務の実績  
当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又

して得た数が六百以上であること。

以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一會計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

四百三十件以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一會計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

口・ハ (略)

(へき地の医療に係る基準)

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が

口・ハ (略)

(へき地の医療に係る基準)

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が

口・ハ (略)

(へき地の医療に係る基準)

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が

次のいずれかに該当する」と。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことがありなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること又是へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことがありなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること又是へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日以上である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行

次のいずれかに該当する」と。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことがありなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること又是へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日以上である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行

次のいずれかに該当する」と。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあつては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行

うことができなかつた日数（当該日数が

一月当たり四日を超える場合は、当該月について四日）を控除した日数以上で

あること。

口 へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事

うことができなかつた日数（当該日数が

一月当たり四日を超える場合は、当該月について四日）を控除した日数以上で

あること。

口 へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事

うことができなかつた日数（当該日数が

一月当たり四日を超える場合は、当該月について四日）を控除した日数以上で

あること。

口 へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事

項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はべき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、

当該業務を行う病院から当該べき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、

当該べき地医療拠点病院から当該べき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けた行わられた当該べき地医療拠点病院から当該べき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該

項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はべき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、

当該業務を行う病院から当該べき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、

当該べき地医療拠点病院から当該べき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けた行わられた当該べき地医療拠点病院から当該べき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該

項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はべき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該べき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が百六日以上であること又は当該べき地医療拠点病院の当該べき地における巡回診療の延べ診療日数（

日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受け巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けた場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療

医政発 0331 第 15 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 「社会医療法人の認定について」の一部改正について

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びべき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずることとされ、これに基づき特例的な認定要件が設けられています。

今般、当該要件について必要な見直しを行うため、当該要件を定めた医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号）の改正を行い、その内容については、本日付で「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（令和 4 年医政発 0331 第 8 号厚生労働省医政局長通知）において通知したところです。

これを受けて、「社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）」について、別添のとおり改正し、原則として本年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれでは、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願ひいたします。

### 記

#### 第 1 改正の内容について

- 社会医療法人の認定について（平成 20 年医政発第 0331008 号。第 2 において「認定通知」という。）

- ・別添 1 の一部改正
- ・添付書類 1-2（救急医療）の一部改正

別紙 1

別紙 2

## 第2 適用期日等

本通知は本年4月1日より適用する。ただし、本通知の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法（昭和23年法律第205号）第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和3年4月以降の月の分の実績を含むものについては、本通知による改正後の認定通知の規定を適用する。

## ○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）別添1の一部改正

改 正 後				改 正 前			
(備 考)				(備 考)			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	(略)	(略)	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表1（*1）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2（*2）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1</p>	救急医療	(略)	(略)	<p>1又は2の基準に該当すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が、別表1（*1）の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（直近に終了した3会計年度に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1</p>

			<p>における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう（災害医療においても同じ。）。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>		<p>月3日まで）及び土曜日又はその振替日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう（災害医療においても同じ。）。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>
精神科 救急医 療の場合	(略)	(略)	(略)	精神科 救急医 療の場合	(略)
災害医療	(略)	(略)	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が基準値（別表3（*3）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4（*4）の上欄に掲げる月数の区分に応</p>	災害医療	(略)

			じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2・3（略）		けて休業した日がある場合は下欄に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2・3（略）
べき地医療	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

\* 1 別表1

直近に終了した3会計年度に含まれる 令和2年2月から令和3年3月までの 月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	5
4月	7
5月	9
6月	11
7月	13
8月	14
9月	16
10月	18
11月	20
12月	21

\* 1 別表1

直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）
1月	748	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を748から控除した数
2月	746	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を746から控除した数
3月	745	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を745から控除した数
4月	743	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を743から控除した数
5月	741	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を741から控除した数
6月	739	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業

<u>13月</u>	<u>23</u>	した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を739から控除した数
<u>14月</u>	<u>25</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を737から控除した数
<u>7月</u>	<u>737</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を736から控除した数
<u>8月</u>	<u>736</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を734から控除した数
<u>9月</u>	<u>734</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数
<u>10月</u>	<u>732</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数
<u>11月</u>	<u>730</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数
<u>12月</u>	<u>729</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数
<u>13月</u>	<u>727</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数
<u>14月</u>	<u>725</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数
<u>15月</u>	<u>723</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数
<u>16月</u>	<u>721</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を720から控除した数
<u>17月</u>	<u>720</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を718から控除した数
<u>18月</u>	<u>718</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を716から控除した数
<u>19月</u>	<u>716</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業

		した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を716から控除した数
<u>20月</u>	<u>714</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を714から控除した数
<u>21月</u>	<u>712</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を712から控除した数
<u>22月</u>	<u>711</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を711から控除した数
<u>23月</u>	<u>709</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を709から控除した数
<u>24月</u>	<u>707</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を707から控除した数
<u>25月</u>	<u>705</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を705から控除した数
<u>26月</u>	<u>703</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を703から控除した数

\*2 別表2

直近に終了した3会計年度に含まれる 令和3年4月から令和4年3月までの 月数	750から控除する数
<u>0月</u>	<u>0</u>
<u>1月</u>	<u>2</u>
<u>2月</u>	<u>5</u>
<u>3月</u>	<u>7</u>
<u>4月</u>	<u>10</u>
<u>5月</u>	<u>12</u>
<u>6月</u>	<u>15</u>

\*2 別表2

直近に終了し た3会計年度 に含まれる令 和2年2月以 降の月数	国又は地方公 共団体から の要請を受 けて休業し た日がない場合 の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）
<u>1月</u>	<u>599</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を599から控除した数
<u>2月</u>	<u>5.97</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を5.97から控除した数
<u>3月</u>	<u>596</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を596から控除した数

<u>7月</u>	<u>17</u>
<u>8月</u>	<u>20</u>
<u>9月</u>	<u>22</u>
<u>10月</u>	<u>25</u>
<u>11月</u>	<u>27</u>
<u>12月</u>	<u>30</u>

<u>4月</u>	<u>594</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を594から控除した数
<u>5月</u>	<u>593</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を593から控除した数
<u>6月</u>	<u>591</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を591から控除した数
<u>7月</u>	<u>590</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を590から控除した数
<u>8月</u>	<u>589</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を589から控除した数
<u>9月</u>	<u>587</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を587から控除した数
<u>10月</u>	<u>586</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を586から控除した数
<u>11月</u>	<u>584</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を584から控除した数
<u>12月</u>	<u>583</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を583から控除した数
<u>13月</u>	<u>581</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を581から控除した数
<u>14月</u>	<u>580</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を580から控除した数
<u>15月</u>	<u>579</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を579から控除した数
<u>16月</u>	<u>577</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を577から控除した数

<u>17月</u>	<u>576</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を576から控除した数
<u>18月</u>	<u>574</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を574から控除した数
<u>19月</u>	<u>573</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を573から控除した数
<u>20月</u>	<u>571</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を571から控除した数
<u>21月</u>	<u>570</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を570から控除した数
<u>22月</u>	<u>568</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を568から控除した数
<u>23月</u>	<u>567</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を567から控除した数
<u>24月</u>	<u>566</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を566から控除した数
<u>25月</u>	<u>564</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を564から控除した数
<u>26月</u>	<u>563</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を563から控除した数

\* 3 別表3

直近に終了した3会計年度に含まれる 令和2年2月から令和3年3月までの 月数	600から控除する数
0月	0
1月	1

(新設)

<u>2月</u>	<u>3</u>
<u>3月</u>	<u>4</u>
<u>4月</u>	<u>6</u>
<u>5月</u>	<u>7</u>
<u>6月</u>	<u>9</u>
<u>7月</u>	<u>10</u>
<u>8月</u>	<u>11</u>
<u>9月</u>	<u>13</u>
<u>10月</u>	<u>14</u>
<u>11月</u>	<u>16</u>
<u>12月</u>	<u>17</u>
<u>13月</u>	<u>19</u>
<u>14月</u>	<u>20</u>

\* 4 別表4

<u>直近に終了した3会計年度に含まれる 令和3年4月から令和4年3月までの 月数</u>	<u>600から控除する数</u>
<u>0月</u>	<u>0</u>
<u>1月</u>	<u>2</u>
<u>2月</u>	<u>4</u>
<u>3月</u>	<u>6</u>
<u>4月</u>	<u>8</u>
<u>5月</u>	<u>10</u>
<u>6月</u>	<u>12</u>
<u>7月</u>	<u>14</u>
<u>8月</u>	<u>16</u>
<u>9月</u>	<u>18</u>
<u>10月</u>	<u>20</u>

(新設)

<u>11月</u>	<u>22</u>	
<u>12月</u>	<u>24</u>	

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類1-2（救急医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
〔夜間等救急自動車等搬送件数〕		〔夜間等救急自動車等搬送件数〕	
消防機関の救急自動車による搬送件数	① 件	消防機関の救急自動車による搬送件数	① 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 件	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 件	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 件	ヘリコプターによる搬送件数	④ 件
合 計	件	合 計	件
3会計年度平均	件	3会計年度平均	件
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月から 令和3年3月までの月数（A）	月	直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降 の月数	月
直近に終了した3会計年度に含まれる令和3年4月から 令和4年3月までの月数（B）	月	(新設)	(新設)
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの 要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因する ものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない 場合の基準値	⑤ 件	直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの 要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因する ものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない 場合の基準値（別添1中別表1中欄又は別表2中欄参 照）	⑤ 件
・ 救急医療については、 別添1中別表1上欄に掲げる月数（A）の区分に応じ それぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2上欄に掲げる 月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる 数とを合計した数を750から控除した数			
・ 災害医療については、 別添1中別表3上欄に掲げる月数（A）の区分に応じ それぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4上欄に掲げる			

月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる 数とを合計した数を600から控除した数			
直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体 からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥ 日	直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体 からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥ 日
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤—⑥ $\times 2 \div 3$ ）	件	直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体から の要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤—⑥ $\times 2 \div 3$ ）	件
(記載上の注意事項)		(記載上の注意事項)	
○ 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までと し、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法 律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月 29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載す ること。		○ 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までと し、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法 律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月 29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載す ること。	